

『ゴルフ場利用税』の廃止を求める決議

我が国では、平成元年の消費税導入時に、パチンコ場、ボウリング場等に係る娯楽施設利用税が廃止されたにもかかわらず、担税力のある裕福な者が行うスポーツという誤った考えのもと、ゴルフ場の利用についての『ゴルフ場利用税』を設け、いまだにそれが存続している。

「スポーツ基本法」ではスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であることが定められており、今やゴルフは子供から高齢者、障害者まで広く親しまれている国民スポーツである。

また、昨今では、ゴルフ場は環境保全に貢献しているとの評価もあるが、ゴルフ場が他の屋外スポーツに比べ地方公共団体から格段の行政サービスを受けているということはない。かつ、ゴルフ場は雇用や資材の購入など地域との共存共栄を目指すものであり、ゴルフプレーヤーのみに課することは税の公平性の観点から不当なものである。二〇一七年四月には消費税が増税され、このままではゴルフプレーヤーの負担が更に大きくなる。

ゴルフは、二〇一六年のリオデジャネイロオリンピックにおいて、百十二年ぶりにオリンピック夏季大会の正式競技に復帰し、競技スポーツとして確固たる地位が認められ、また、国際的にも生涯スポーツとして認知されている中、世界的にも例がないゴルフプレーヤーのみを狙い撃ちした課税を行っていることは、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック開催国として恥ずべきことである。

特に、ゴルフは、我が国の未来を担う子供たちが忍耐力、集中力、判断力やマナーなどを身に付けることができる教育の場でもある中、『ゴルフ場利用税』の存続は、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ゴルフプレーヤーのみならず、子供たちの夢や希望を壊すものとなる。

ついては、『ゴルフ場利用税』については即刻廃止すべきである。
右、決議する。

平成二十七年九月十八日

超党派ゴルフ議員連盟

名誉会長	衛藤征士郎	
会長	麻生 太郎	
顧問	赤松 広隆	遠藤 利明
	高村 正彦	額賀福志郎
	保岡 興治	山東 昭子
会長代行	中曽根弘文	
副会長	浅尾慶一郎	安住 淳
	石原 伸晃	漆原 良夫
	小池百合子	下村 博文
	園田 博之	高木 義明
	竹本 直一	細田 博之
	松野 頼久	小坂 憲次
	田中 直紀	
	小沢 鋭仁	
幹事長	笠 浩史	
事務局次長	大西 英男	松下 新平
事務局次長	小宮山泰子	